

# 「就労証明書」記入上の注意（記入例）

## 【事業主の方へお願い】

- ・各項目に記入漏れのないように証明していただきますようお願いいたします。  
(2023年度 学童保育クラブ入会申請用)
- ・消せる筆記具及び鉛筆による記入は、書き変えることができるため、無効となります。
- ・証明の内容について、後日市から問い合わせをさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ・交代制勤務の場合は、パターンごとに勤務時間を記入してください。
- ・シフトにより勤務時間が変動する場合には、シフト表(直近3か月分)を提出してください。
- ・1週間の勤務時間数は、月の平均値(直近3か月分)を記載してください。
- ・1か月の勤務日数が月によって異なる場合は、直近3か月の平均した勤務日数を記載してください。

<b>就労証明書</b> (2023年度 学童保育クラブ入会申請用)		
提出時において証明日の有効期限は3か月以内とする。		
就労要件で入会する場合、保護者の人数分必要です。		
《 保護者記入欄 》		
提出目的	<input checked="" type="checkbox"/> 2023年度新規申請 <input type="checkbox"/> 年度途中の転職	
就労者の続柄	児童の <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母	
入会児童氏名	(新) 学年	学童保育クラブ
<b>町田 太郎</b>	<b>4</b> 年	<b>まちだ学童保育クラブ</b>
<b>町田 花子</b>	<b>1</b> 年	<b>まちだ学童保育クラブ</b>
	年	

保護者をご記入ください。

《 就労先記入欄 》		
町 田 市 長 様 下記のとおり相違ないことを証明する。	証 明 日	<b>2022</b> 年 <b>10</b> 月 <b>1</b> 日
※雇用主の方へ ・雇用の責任がある方が記入してください。 ・訂正箇所は二重線で訂正してください(修正液等不可) ・消せる筆記具で記入したものは無効です。	事業所名称	<b>株式会社 ○○○○</b>
	役職・代表者氏名	<b>代表取締役 ○○○○</b>
	電話番号	○○○-○○○-○○○○
	証明書に関する問い合わせ先	担当 ○○ 電話 ○○○-○○○-○○○○

押印は不要です。

役職を必ずご記入ください。

就 労 者 氏 名	<b>町田 ○○</b>		就 労 者 住 所	<b>町田市森野2-2-22</b>	
勤 務 先 名 称	<b>株式会社 ○○○○</b>		主たる勤務地	<b>町田市森野2-2-○○</b>	
採 用 年 月 日	<b>2000</b> 年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日 (就労中) (就労予定)		仕 事 の 内 容	<b>事務</b>	
勤 務 時 間 (休憩時間含む)	パターン①	<b>8時30分～17時30分</b>	1か月の勤務日数 (日曜日除く)	<b>20</b> 日	1週間の勤務時間数 (休憩時間含む)
	1週間の勤務時間数	時 分～時 分	1か月の勤務日数 (日曜日除く)	日	<b>37</b> 時間勤務/週
	パターン③	時 分～時 分	1か月の勤務日数 (日曜日除く)	日	<b>通勤時間</b>
	パターン④	時 分～時 分	1か月の勤務日数 (日曜日除く)	日	片道 時間 <b>52</b> 分
通 勤 経 路	(例) 自宅 → 町田 → 新宿 → 会社 自転車10分 小田急線32分 徒歩10分				

就労中・就労予定いずれかに○をしてください。

雇用契約上の勤務時間をご記入ください。  
※内職の場合は勤務時間の平均をご記入ください。

通勤時間、通勤経路も就労先の方が記入してください。

単 身 赴 任 中	年 月 日 ～ 年 月 日				
育 児 休 業 期 間 (育児・介護休業法に基づく休業)	年 月 日 ～ 年 月 日				育 児 休 業 短 縮 の 可 否
今 後 勤 務 条 件 が 変 更 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 より変更予定 <input type="checkbox"/> 学童保育クラブ入会次第変更予定				
今 後 勤 務 条 件 が 変 更 時 間	時 分～時 分		通 勤 時 間	片道 時間 分	
	1週間の勤務時間数	1週間に	時間勤務	1か月の勤務日数	日 (日曜日を除く)
備 考	雇用契約上の勤務時間を超える残業がある場合は、実際の勤務状況等を備考欄に具体的に記入してください。なお、記載した際は担当者の印を押してください。				

例)常態として月10時間程度程度の残業あり。

### <注意事項>

- ・上記の事項について事実と相違した場合、入会を取り消すことがあります。
- ・就労内容について、事業所等関係各所に確認させていただくことがあります。
- ・入会要件の確認、選考は本証明書記載事項及び添付書類に基づいて行います。
- ・事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等に該当する場合があります。